

『ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」』をご利用のお客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

2024年の払出にかかる領収書等の受付に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」の領収書等の郵送受付に関する用紙を送付いたします。

郵送でのお手続きは、お客さまのご都合の良い時に提出することができ、窓口への来店も不要ですので、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、下記連絡先にて、専門の担当者に不明点を照会することも可能です。是非ご活用ください。

記

1. 受付期間

2025年3月15日（金）（消印有効）まで

※受付期間中は何度でも申請可能です。2回目以降や、用紙が不足する場合は、ごうぎん 孫への贈りもので当行のホームページを検索いただき、“お引出時・郵送での手続き書類”から手続き書類と宛名ラベルをダウンロードのうえご活用ください。

※窓口でのお取扱いも継続いたします。

2. ご提出に関してのお願い

添付の「領収書等のご提出手順」を参照いただき、同封の封筒をご利用のうえご提出ください。10日程度（年末年始は除く）でご指定の当行預金口座に入金いたします。なお、下記の点にご留意願います。

- (1) 『ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」』からの支払金額が確認できる領収書等の書類をご提出ください。なお、**領収書は原本**が必要となります（領収書は返却いたしません）。
- (2) **必ず2025年3月15日（当日消印有効）までに投函ください**
- (3) ご提出いただいた書類に、金額不一致・書類不足等があった場合は、領収書受付センター（093-482-6708）よりご連絡させていただきます。

3. お問い合わせ先

ご不明な点は、お取引店または領収書受付センターへお問い合わせください。

<ご送付先・ご連絡先>

領収書受付センター（大日本印刷株式会社内） 〒806-0004 福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1-1 電話番号：0120-366-799 受付時間：平日 9：00～17：00

※ご記入いただいた内容により、領収書受付センターの所在地である福岡県からご連絡・書類の送付をさせていただく場合があります。

以上

ご提出書類・留意点

1. 領収書等および必要書類につきましては、下記の手順でご準備願います。

(1) 領収書等のご準備

下記書類をご準備ください。

- 領収書（原本） ※下記「(2) ④」の場合は不要です。
- 領収書が発行されない場合は以下の書類 ※A・B 両方が必要です。
 - A. 支払の事実が確認できるもの
＜例＞振込控えの原本・引落しが確認できる通帳の写し・月謝袋等の写し
※通帳の写しは【表紙】および【引落しが記載されているページ】が両方必要です。
※複数名分を同時に提出する場合、各人ごとに支払いの事実が確認できるものが必要です。
 - B. 支払先の名称および住所がわかるもの
＜例＞学校等からの書面や口座振替依頼書等の写し

非課税対象資金であるかがご不明な場合、ご住所を所管する税務署へお問い合わせください。
また、文部科学省のホームページでもご確認いただけますのでご利用ください。
【文部科学省ホームページ】教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置

(2) 必要書類へのご記入

贈与を受けられた受贈者（受贈者が未成年の場合は親権者）ご本人さまがご記入ください。

①～④の写しはお渡ししていません。写しが必要な場合、郵送前にコピーをしてください。

※ご記入を訂正される場合は、訂正箇所にて二条線を引、二条線のうへまたは訂正箇所の近くに、「教育資金贈与口座のお届け印」を押印ください。

①**教育資金贈与口座支払請求書兼送付票** **必須**

②領収書等明細一覧表「孫への贈り物」（郵送用）

③**領収書等チェック表（郵送用）** **必須**

④**2024年分少額教育資金支出支払明細書**

支払額が1回1万円以下かつ、その年中における合計支払金額が24万円(消費税込)以下となる場合。（本件は領収書の代用となるため、本明細書に記載の支払いの領収書は不要です）

(3) ご郵送

同封の専用封筒にて、送付ください。

【送付いただくもの】

- ・上記(2) ①～④の書類
- ・上記(1)に記載の領収書等（上記(2)の②記載の明細分）

※「教育資金贈与口座の通帳」および「入金口座の通帳」は送付しないでください。

※2025年3月15日までに投函ください（当日消印有効）

2. 「領収書」の発行のない形態のお支払をされた場合におけるご提出書類・留意点について

お支払いの方法	ご提出書類・留意点
指定金融機関へのお振込	<ul style="list-style-type: none"> 振込依頼書兼受領書 + 支払の事実を証する書類(※1) (※1) 支払先が発行した振込に係る依頼文書振込依頼書兼受領書・ATMの利用明細等では記載すべき事項が全て確認できない場合に提出が必要となります。
ATMでのお振込	<ul style="list-style-type: none"> ATMの利用明細 + 支払の事実を証する書類(※1) (※1) 支払先が発行した振込に係る依頼文書振込依頼書兼受領書・ATMの利用明細等では記載すべき事項が全て確認できない場合に提出が必要となります。
口座振替での引落とし	<ul style="list-style-type: none"> 引落としが確認できる通帳のコピー+支払先の氏名・住所・摘要(支払内容)が確認できる資料 親御さま名義の口座からの引落としも取扱い可能です。 ご兄弟等複数名の教育費をまとめて引落としされている場合、どなたの教育費か分かるように資料をご提出ください。 通帳の明細で「〇期分授業料」や「〇月分給食費」など支払内容が特定できない場合は、別途確認できる資料をご提出ください。学校等への支払の場合、補記可能です。その際は署名または押印をお願いします。
クレジットカードでのお支払	<ul style="list-style-type: none"> クレジットの利用明細表 + 引落口座の通帳のコピー + 支払の事実を証する書類(※2) (※2) 支払先が発行した引落依頼文書等通帳コピー等では記載事項が全て確認できる場合には提出が不要です。 親御さま名義の口座からの引落としも取扱い可能です。 クレジットのご利用日が「支払日」となります。引落口座からの引落日は「支払日」ではありません。 分割払い・リボ払い・ボーナス払いの場合、引落日が領収書の提出期限(翌年3月15日)を超えてしまい、通帳のコピーが期限までにそろわないケースが予想されます。極力、一括払いをご利用いただくようお願いいたします。 万が一、分割払いをご利用された場合で領収書の提出期限を越える場合は支払先から領収書をご提出ください。
月謝袋での集金	<ul style="list-style-type: none"> 月謝袋を再利用する必要がある場合は、原本のコピーを送付してください。 月謝袋に支払先・支払先住所を明記ください。

3. 「領収書」に加えその他ご提出書類が必要な払出しについて

払出しの内容	ご提出書類・留意点
通学定期券代	<ul style="list-style-type: none"> 領収書 + 通学定期券の写し 「通学」と明記してある領収書を送付してください。 受験の際の交通費、チャージ、回数券、塾や習い事の定期券代は対象とはなりません。 2015年4月1日以降にお支払いされたものが対象となります。
交通費	<p>学校等へ入学、転入学、編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収書 + 新たに入学する学校等の入学許可証や在籍証明書等の、就学を証明する書類 + 乗車券の写しや購入履歴を印刷したもの等の移動の経路を証明する書類 + 転居元の住所の分かる書類(住民票、保険証等) 1回の転居につき、1往復までの交通費が対象となります。 往復分の交通費をそれぞれ別々に払出される場合は、店頭でのお手続きとなります。 受験の際の交通費は対象とはなりません。 2015年4月1日以降にお支払いされたものが対象となります。
留学渡航費	<ul style="list-style-type: none"> 領収書 + 留学先の学校の入学許可証や在籍証明書等の就学を証明する書類 + 航空券の写し、eチケット、搭乗証明、旅程表等の渡航の経路を確認する書類 1回の留学につき1往復までの渡航費が対象となります。 往復分の渡航費をそれぞれ別々に払出される場合は、店頭でのお手続きとなります。 国内外の空港までの交通費は対象とはなりません。 2015年4月1日以降にお支払いされたものが対象となります。

《教育資金について》

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の非課税となる教育資金の範囲、領収書に記載される内容については、文部科学省のホームページに掲載されている資料をご参照願います。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

<文部科学省ホームページ掲載資料>

①Q&A(「教育資金」及び「学校等」の範囲等)

②領収書等に関するチェックツール

なお、教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。